

理 事 会 運 営 規 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人今治地方観光協会（以下「この法人」という。）の定款第 44 条に基づき、この法人の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会の種類)

第 2 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 定款第 26 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(構成)

第 3 条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があるときは、意見を述べなければならない。

第 2 章 理事会の招集

(招集者)

第 4 条 理事会は会長が招集する。ただし、第 2 条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 第 2 条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、同項第 4 号後段による場合は、監事が招集する。

3 会長は、第 2 条第 3 項第 2 号又は同項第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 会長が不在の場合の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第 5 条 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第 3 章 理事会の議事

(理事会の議長)

第 6 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、副会長がこれに当たる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である会長が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故あるときに準じて、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長が議長に当たるものとする。

3 会長及び副会長が不在の場合の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第 7 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第 8 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。なお、前段において、議長は、理事として議決に加わることができない。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 9 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）施行規則第 89 条に規定する電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 10 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 20 条第 1 項の規定による報告には適用しない。

(関係者の出席)

第 11 条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(理事等の報告又は説明)

第 12 条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、代表理事、業務執行理事及び監事又は議題若しくは当該議題にかかる議案の提案者に対しその議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合において代表理事、業務執行理事及び監事又は議題若しくは議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

2 一般法人法第 93 条第 2 項の規定により理事から招集の請求があった場合は、議長はその理事に議題の説明を求めなければならない。また必要があるときは代表理事、業務執行理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(議事進行動議)

第 13 条 理事は、理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。

3 議長は、第 1 項の動議が、理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなき時は直ちに却下することができる。

(議事録)

第 14 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに記名押印しなければならない。

2 前項の議事録は、10 年間この法人の事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第 15 条 議長は、理事会の議事の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し報告するものとする。

第 4 章 理事会の権限

(決議事項)

第 16 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- ア この法人の業務執行の決定
- イ 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職
- ウ 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- エ 重要な財産の処分及び譲受け
- オ 多額の借財
- カ 重要な使用人の選任及び解任
- キ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ク 内部管理体制の整備
- ケ 定款第 30 条に規定する理事の取引の承認
- コ 事業計画書及び収支予算書の承認
- サ 事業報告及び計算書類等の承認
- シ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- ア 規則の制定、変更及び廃止
- イ 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任及び解職
- ウ 名誉会長及び顧問の選任
- エ 基本財産の維持、管理及び処分の決定
- オ 定款第 31 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結
- カ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

- ア その他の重要な事業に係る契約の締結、解除及び変更
- イ 委員会の設置、運営に必要な事項の決定
- ウ その他の重要な事業に係る争訟の処理
- エ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第 17 条 理事が定款第 30 条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方、金額、時期及び場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(責任の免除)

第 18 条 理事会は、定款第 31 条第 1 項に基づき、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。

3 第 1 項の規定に基づき、役員等の責任を免除する旨の決議を行ったときは、会長は、遅滞なく一般法人法第 113 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 3 箇月以内に異議を述べるべき旨を社員に通知しなければならない。

4 前項の責任を負う役員等を除く総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員が 3 箇月以内に異議を述べたときは、理事会は第 1 項の規定に基づく免除をすることができない。

(責任限定契約)

第 19 条 理事会は、定款第 31 条第 2 項に基づき、外部役員との間で、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低限度額を限度とする契約を、理事会の決議によって、締結することができる。

(報告事項)

第 20 条 代表理事並びに業務執行理事は、毎事業年度ごとに 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が定款第 30 条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第 5 章 補 則

(改廃)

第 21 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

附 則 (平成 24 年 6 月 4 日改正)

この規則は、定款第 43 条に規定する理事会の議事録署名人を「出席した理事及び監事」とあるのを「出席した会長及び監事」と改正した日から施行する。